

第158回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2020年6月26日（金曜日）
午前10時

場所

岐阜県瑞浪市寺河戸町719番地
当社本社　講堂
（末尾の会場ご案内略図をご参照ください。）

美濃窯業株式会社
MINO CERAMIC CO.,LTD.
証券コード：5356

ごあいさつ

最高の品質こそ最大のサービス

これが美濃窯業を支える企業ポリシーです。

株主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

ここに、第158回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。



代表取締役社長

太田滋俊

美濃窯業グループの品質方針

1．私たちはお客様に最高の品質を最大のサービスとして提供します。
2．私たちは最高の品質を提供するために、製品や社内の仕組みを継続的に改善してゆきます。

「最高の品質」とは

1．感動を与えることができる品質を創りあげる
2．顧客が期待する以上の価値を提供する
3．一番初めに選ばれ、続けて選ばれる

株主各位

証券コード 5356
2020年6月11日
岐阜県瑞浪市寺河戸町719番地
美濃窯業株式会社
取締役社長 **太田　滋俊**

第158回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第158回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染が拡大しています。当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後5時00分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬　具

記

1 日　　時	**2020年6月26日（金曜日）午前10時**	
2 場　　所	岐阜県瑞浪市寺河戸町719番地 **当社本社　講堂**	
3 目的事項	**報告事項**	1. 第158期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第158期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 計算書類報告の件
	決議事項	第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 第２号議案　監査等委員である取締役１名選任の件 第３号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以　上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.mino-ceramic.co.jp）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知添付書類は、監査報告を作成するに際し監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
  1. 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
  2. 計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

◎新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルスの感染拡大が懸念される状況を受け、株主の皆様におかれましては、可能な限り郵送での議決権行使をお願い申し上げます。また、会場へのご出席に際しましては、当日までの健康状態にご留意の上、マスクご持参などの感染予防にご協力をお願いいたします。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（７名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営機構改革を実施し、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう１名減員し、取締役6名（うち社外取締役１名）の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1 再任	太田（おおた）　滋俊（しげとし） （1951年12月12日生）	1980年 4月　当社入社 1987年 6月　当社取締役 1989年 6月　当社常務取締役 1993年 6月　当社専務取締役 1999年 6月　当社代表取締役社長（現任） 2000年 1月　株式会社ビヨーブライト代表取締役社長（現任） 2000年 6月　ミノセラミックス商事株式会社代表取締役社長（現任） 2004年 6月　美州興産株式会社代表取締役社長（現任） 2005年 9月　日本セラミツクエンジニヤリング株式会社代表取締役社長（現任）	606,158株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2 再任	中島（なかしま）　正也（まさや） （1953年3月16日生）	1976年 4月　当社入社 2003年 5月　執行役員 プラント部長補佐 2006年 6月　常務執行役員 プラント部長補佐 2010年 6月　当社取締役 常務執行役員 営業部・プラント部管掌 2015年 3月　当社取締役 常務執行役員 RE事業部・NC部・プラント部担当 2015年 6月　当社取締役 専務執行役員 RE事業部・NC部・プラント部担当（現任）	41,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3 再任	山田（やまだ）　俊彦（としひこ） （1956年9月21日生）	1979年 4月　当社入社 2012年 6月　執行役員 営業企画部長兼名古屋営業所長 2015年 3月　執行役員 RE事業部生産部長兼四日市工場長 2015年 6月　当社取締役 執行役員 RE事業部生産部長兼四日市工場長 2016年10月　当社取締役 執行役員 RE事業部長 2019年 4月　当社取締役 執行役員 RE事業部長兼RE営業部長（現任）	12,300株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4 再任	長谷川（はせがわ）　郁夫（いくお） （1965年3月7日生）	1988年 4月　株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 2012年 4月　同行西船橋支店長 2014年 4月　当社管理担当部門長 2015年 3月　管理担当部門長兼総務人事部長 2015年 6月　執行役員 管理部門担当兼総務人事部長 2016年 6月　当社取締役 執行役員 管理部門担当兼総務人事部長 2017年 6月　当社取締役 執行役員 管理部門担当、総務人事部長 兼経営企画担当（現任）	3,300株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5 再任	石川（いしかわ）　豊（ゆたか） （1959年11月7日生）	1985年 4月　当社入社 2015年 6月　執行役員 プラント部長 2016年10月　執行役員 RE生産部・REエンジニアリング部担当兼RE生産部長 2017年 1月　執行役員 RE生産部・REエンジニアリング部担当兼RE生産部長 兼亀崎工場長 2017年 6月　当社取締役 執行役員 RE生産部・REエンジニアリング部担当兼RE生産部長 兼亀崎工場長（現任）	4,700株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6 再任	大島（おおしま）　崇文（たかふみ） （1954年1月30日生）	1979年 4月　日本特殊陶業株式会社入社 2007年 6月　同社取締役 2009年 6月　同社常務取締役 2011年 6月　同社専務取締役 2013年 6月　同社代表取締役副社長 2016年 6月　退任 2019年 6月　当社社外取締役（現任）	400株

（注）１．各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．大島崇文氏は、社外取締役候補者であります。
３．大島崇文氏は、上場会社の代表取締役副社長としての経験をもち、企業経営における豊富な経験や見識を活かし、外部的視点から社業全般に関して客観的、中立的な意見発信をいただけることを期待して選任をお願いするものであります。また、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
４．大島崇文氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。
５．当社は大島崇文氏との間で、会社法第４２７条第１項の規定に基づき、同法第４２３条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第４２５条第１項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
６．当社は、大島崇文氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第２号議案　監査等委員である取締役１名選任の件

監査体制の強化を図るため、監査等委員である取締役を１名増員することといたしたく、監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
こばやし　ひろあき **小林　宏明** （1951年６月８日生） **新 任**	1976年 ４月　エスエス製薬株式会社入社 1994年 １月　同社医薬部長 2001年 ６月　同社執行役員統括部長 2007年 ４月　総務省中部管区行政評価局参与 2013年 ４月　鳥取県庁名古屋事務所参与 2016年 ４月　名古屋市高年大学非常勤講師 （現任）	－株

（注）１．取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．小林宏明氏は、社外取締役候補者であります。
３．小林宏明氏は、エスエス製薬株式会社での長きにわたる企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
４．小林宏明氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第４２７条第１項の規定に基づき、同法第４２３条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第４２５条第１項に定める最低責任限度額であります。
５．小林宏明氏は、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

第３号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会の終結の時をもって、任期満了により退任される取締役熊澤猛氏に対しその在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
熊澤（くまざわ）　猛（たけし）	2017年 6月　当社取締役 現在に至る

以　上

（添付書類）

事業報告（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

1 企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

① 全般的事業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善、設備投資の増加等により、緩やかな回復基調が続いていましたが、消費税率の引き上げや新型コロナウィルス感染症の影響により、年度末にかけて急速に悪化しました。

世界経済も長期化する米中貿易摩擦問題や英国のEU離脱問題などに加え、新型コロナウイルス感染症の影響により急減速しており、今後の経済環境は不透明かつ非常に厳しい状況が見込まれます。

このような状況のもと、セメント業界向けを中心とする耐火物事業は、セメントの国内生産量が前年比微減となる中、生産性向上によるコストダウンと新規顧客開拓及び新分野開拓に積極的に取り組んだものの、設備投資の増加に伴う減価償却費の増加などによる製造コストの上昇により、売上高、利益ともに減少しました。

プラント事業については、仕向け先の設備投資環境が堅調に推移する中、各種コストダウンにも積極的に取り組んだ結果、売上高、利益ともに増加しました。

建材及び舗装用材事業については、上期は天候不順による工事繰延べの影響等があり売上高、利益ともに減少しましたが、下期は大型案件の成約もあり、通期では売上高、利益ともに増加いたしました。

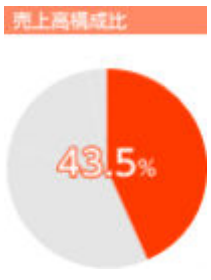
不動産賃貸事業は、遊休不動産の活用により売上高、利益ともに増加しました。

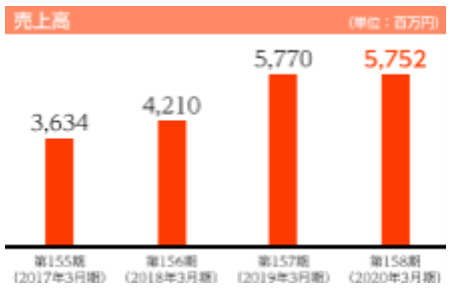
以上の結果、当連結会計年度における連結業績は、売上高は13,214百万円（前期比3.2％増）、営業利益は1,381百万円（前期比6.6％減）、経常利益は1,449百万円（前期比6.0％減）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,013百万円（前期比3.3％増）となりました。

②セグメント別の状況

セグメント別の業績は次のとおりであります。

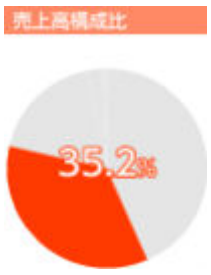
耐火物事業

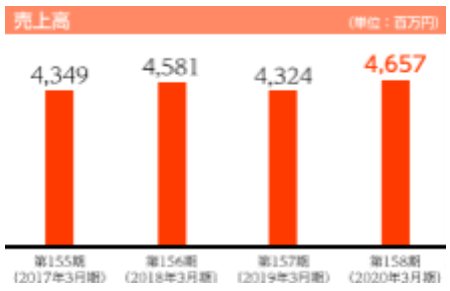




耐火物事業につきましては、当連結会計年度の売上高は5,752百万円（前期比0.3%減）、セグメント利益は378百万円（前期比25.5%減）となりました。

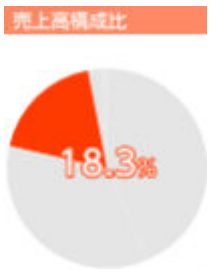
プラント事業

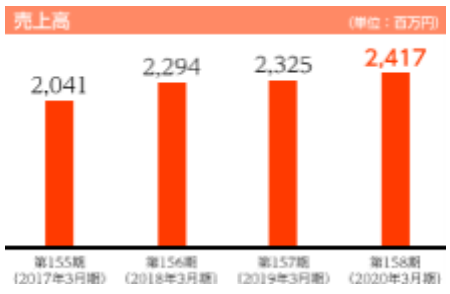




プラント事業につきましては、当連結会計年度の売上高は4,657百万円（前期比7.7%増）、セグメント利益は728百万円（前期比12.1%増）となりました。

建材及び舗装用材事業

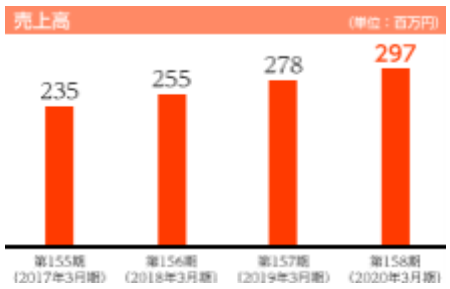




建材及び舗装用材事業につきましては、当連結会計年度の売上高は2,417百万円（前期比4.0%増）、セグメント利益は123百万円（前期比14.2%増）となりました。

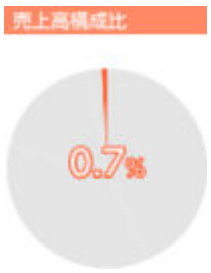
不動産賃貸事業

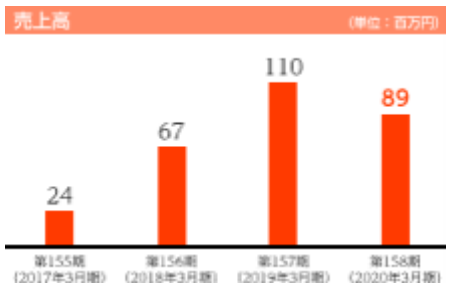




不動産賃貸事業につきましては、当連結会計年度の売上高は297百万円（前期比6.9％増）、セグメント利益は146百万円（前期比4.7％増）となりました。

その他の事業





主に外注品等を販売する事業であり、当連結会計年度の売上高は89百万円（前期比19.5％減）、セグメント利益は17百万円（前期比19.5％減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当社グループは、生産能力向上のための設備拡充及び不動産賃貸事業の拡大を重点的に行い、当連結会計年度の設備投資総額は887百万円となりました。

主な内訳は、当社四日市工場の2,500屯プレス及び付帯設備新設277百万円、当社不動産賃貸事業の賃貸用住宅建築113百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度につきましては、経常的な資金調達のみで、増資等は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

今後の経営環境につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により事業への影響が段階的かつ広範囲に出てくると予想しております。具体的な事業及び業績への影響につきましては、現在情報収集を行っておりますが、国内における感染拡大が長期化もしくは深刻化した場合には、営業活動の自粛や抑制、工期の遅れなど国内製品売上高への影響が想定されます。

新型コロナウイルスへの当社の対応といたしましては、従業員及び事業関係者への感染防止対策を行うとともに、製品供給体制維持を中心とした事業継続体制を構築しております。

「耐火物事業」は、リスク要因の一つである中国産窯業原料の価格高騰について原因となった中国環境規制の動向に注視しつつ、調達先の多様化等により引き続き安定調達に努力してまいります。また、高品質製品と製造・技術・販売の一体サービスの提供により、他社との差別化を図り競争力のある製品開発に注力し、より一層の顧客満足の向上に努めるとともに、セラミックを使用している新分野や新製品の開発に邁進してまいります。

「プラント事業」においては、顧客の各種ニーズに対応すべく、新製品の開発を積極的に推し進め、新たな市場の創造に向けて取り組んでまいります。

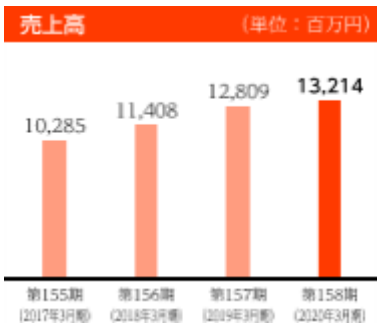
「建材及び舗装用材事業」においては、引き続き公共事業の受注確保に努力するとともに高機能製品の開発、新工法の開発に注力し、新規顧客開拓に取組んでまいります。

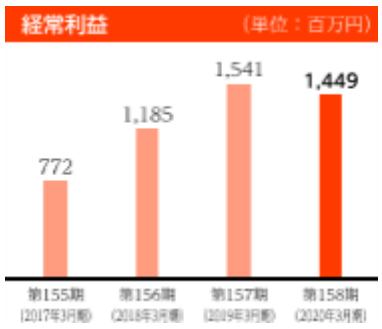
各事業においてこれらの戦略の確実な実現に努め、従来の顧客基盤を守りつつ、新たな収益基盤の構築を図るべく、グループ会社の総合力を結集して取り組んでまいります。

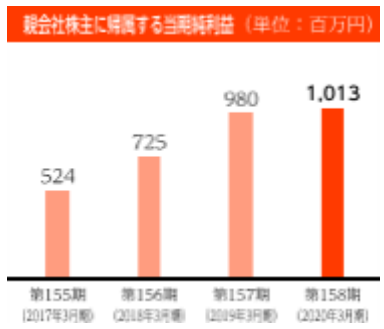
(5) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

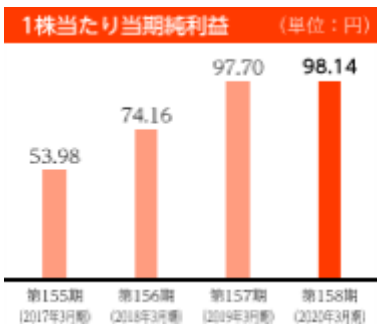
該当事項はありません。

(6) 財産及び損益の状況

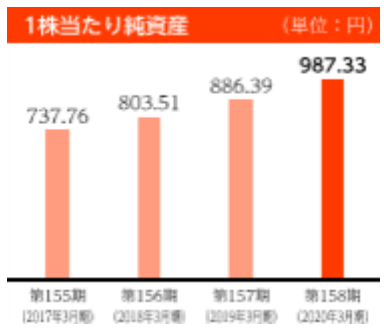












（単位：百万円）

区　　分	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度 (当連結会計年度)
売上高	10,285	11,408	12,809	13,214
経常利益	772	1,185	1,541	1,449
親会社株主に帰属する当期純利益	524	725	980	1,013
1株当たり当期純利益	53円98銭	74円16銭	97円70銭	98円14銭
純資産	7,882	8,747	9,742	10,116
総資産	14,247	15,628	17,150	17,322

(注)　1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により算出しております。なお、1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数については、「役員株式給付信託（ＢＢＴ）」制度及び従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託(Ｊ－ＥＳＯＰ)」制度の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託Ｅ口)が所有している当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。

2016年度は、国内設備投資環境の改善もあり、環境工事が引き続き好調でした。また、国内セメント販売数量が底打ちの兆しが見られる中で、組織構造改革による生産と販売体制の連携強化と効率化及びコストダウンに取り組んだ結果、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益ともに増益となりました。

2017年度は、国内セメント販売数量が前年並となる中、新規顧客及び新規市場の開拓に取り組みました。また、企業収益の改善を受けて積極的な設備投資が見られる中で、特に半導体関連向け設備の好調が続きました。中国の環境規制強化に端を発した原料費の大幅な急騰の影響があったものの、生産性向上とコストダウン、更には販売価格への転嫁がある程度進み、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益ともに増益となりました。

2018年度は、国内セメント販売が前年比微増となる中、耐火物出荷は堅調に推移しました。また、焼成設備向け電子部品等の焼成道具であるキルンファニチャー販売が好調で、生産性向上によるコストダウンに取り組んだ結果、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益ともに増益となりました。

2019年度は、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(7) 主要な事業セグメント（2020年３月31日現在）

当社グループは、当社及び連結子会社4社で構成され、耐火煉瓦の製造・販売を基礎として産業向け耐火物の製造販売、セラミックス分野を始めとするプラントの設計・施工、建築材料及び舗装用材の販売等の事業を展開しております。当社グループにおける各事業と各社の位置づけ及びセグメントとの関連は、次のとおりであります。なお、セグメントと同一の区分であります。

耐火物事業‥‥‥‥‥　当社及び株式会社ビヨーブライト、ミノセラミックス商事株式会社、日本セラミツクエンジニヤリング株式会社において耐火煉瓦、不定形耐火物、その他耐火材料の製造、販売を行っております。

プラント事業‥‥‥‥　当社が設計及び施工を行っております。なお、海外プラントは主に日本セラミツクエンジニヤリング株式会社が窓口となっております。

建材及び舗装用材事業‥　美州興産株式会社が材料の販売及び施工を行っており、この素材の一部分の道路用材及び加工製品を当社及び株式会社ビヨーブライトが製造供給しております。

不動産賃貸事業‥‥‥　オフィスビル及び住宅等を賃貸しております。

その他‥‥‥‥‥‥‥‥　主に当社が外注品等を販売しております。

(8) 主要な営業所及び工場並びに使用人の状況（2020年３月31日現在）

① 当社

本社	岐阜県瑞浪市
本社事務所	愛知県名古屋市
営業所	東京営業所(東京都千代田区)、名古屋営業所(愛知県名古屋市)、 大阪営業所(大阪府大阪市)、九州営業所(福岡県北九州市)
工場	亀崎工場(愛知県半田市)、瑞浪工場(岐阜県瑞浪市)、 四日市工場(三重県四日市市)
プラント部	岐阜県瑞浪市
技術研究所	愛知県半田市

② 重要な子会社

美州興産株式会社	本社	愛知県名古屋市
	営業所	東京都北区、愛知県名古屋市、大阪府吹田市、長野県松本市
	工場	愛知県半田市、岐阜県土岐市
株式会社ビヨーブライト	本社･工場	岐阜県恵那市
ミノセラミックス商事株式会社	本社	岐阜県瑞浪市
日本セラミツクエンジニヤリング株式会社	本社	東京都千代田区

③ 従業員の状況

セグメントの名称	従業員数（名）
耐火物事業	170(8)
プラント事業	55(-)
建材及び舗装用材事業	54(-)
不動産賃貸事業	1(-)
全社共通	48(2)
合　　計	328(10)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(9) 重要な子会社の状況（2020年３月31日現在）

名　　称	資本金（百万円）	議決権比率（%）	主要な事業内容
美州興産株式会社	30	100.0	建材及び舗装用材事業
株式会社ビヨーブライト	20	100.0	耐火物事業
ミノセラミックス商事株式会社	10	100.0	耐火物事業
日本セラミツクエンジニヤリング株式会社	10	100.0	耐火物事業

（注）　当社は、2019年９月30日にミノセラミックス商事株式会社の株式1,900株を追加取得し、同社を完全子会社といたしました。

(10) 主要な借入先（2020年３月31日現在）

借　　入　　先	借入金残高
	百万円
株式会社みずほ銀行	400
株式会社十六銀行	180
三井住友信託銀行株式会社	160

2 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

(1) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
太田滋俊	606,158	5.59
太平洋セメント株式会社	510,666	4.71
株式会社みずほ銀行	465,000	4.29
株式会社十六銀行	400,000	3.69
資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）	390,200	3.60
株式会社名古屋銀行	360,000	3.32
株式会社大垣共立銀行	360,000	3.32
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	300,000	2.76
美濃窯業従業員持株会	265,370	2.45
日本坩堝株式会社	255,000	2.35

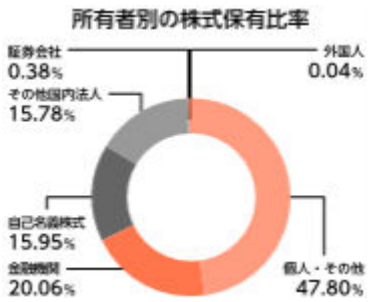
（注）1. 当社は、自己株式を2,058,892株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）は、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託（J-ESOP）」制度及び取締役に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」に係る信託財産の委託先であります。なお、上記委託先が保有している当社株式（390,200株）は、連結計算書類及び計算書類において自己株式として表示しておりますが、持株比率の算定上控除しておりません。

(2) その他株式に関する重要な事項

① 発行可能株式総数　31,960,000株

② 発行済株式の総数　10,850,936株
（自己株式2,058,892株を除く。）

③ 株主数　2,221名



3 当社の会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2020年３月31日現在）

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	太田　滋俊	美州興産株式会社 代表取締役社長 株式会社ビヨーブライト 代表取締役社長 ミノセラミックス商事株式会社 代表取締役社長 日本セラミツクエンジニヤリング株式会社 代表取締役社長
取締役	中島　正也	専務執行役員 ＲＥ事業部・ＮＣ部・プラント部担当
取締役	山田　俊彦	執行役員 ＲＥ事業部長兼ＲＥ営業部長
取締役	長谷川　郁夫	執行役員 管理部門担当、総務人事部長兼経営企画担当
取締役	熊澤　猛	執行役員 社長特命事項担当
取締役	石川　豊	執行役員 ＲＥ生産部・ＲＥエンジニアリング部担当 兼ＲＥ生産部長兼亀崎工場長
取締役	大島　崇文	
取締役（監査等委員・常勤）	小塚　永生	
取締役（監査等委員）	髙野　正和	
取締役（監査等委員）	澁谷　英司	澁谷英司公認会計士事務所所長

(注) 1. 取締役大島崇文氏、取締役(監査等委員)髙野正和氏及び澁谷英司氏は、社外取締役であります。

2. 取締役大島崇文氏は、上場会社の代表取締役副社長としての経験をもち、企業経営における豊富な経験や見識を有しており、経営に関する相当程度の知見を有するものであります。
取締役(監査等委員)髙野正和氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
取締役(監査等委員)澁谷英司氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

3. 当事業年度中の取締役及び取締役(監査等委員)の異動は、次のとおりであります。
(就任)
大島崇文氏は、2019年６月27日開催の第157回定時株主総会において取締役に新たに選任され、就任いたしました。
澁谷英司氏は、2019年６月27日開催の第157回定時株主総会において取締役(監査等委員)に新たに選任され、就任いたしました。

（退任）
春日井孝氏は、2019年６月27日開催の第157回定時株主総会終結の時をもって取締役(監査等委員)を任期満了のため退任いたしました。

4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、小塚永生氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当社は、取締役大島崇文氏、取締役（監査等委員）高野正和氏及び澁谷英司氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役大島崇文氏及び各監査等委員である取締役との間に、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

(3) 取締役の報酬等

イ．当事業年度に係る報酬等の総額

区　分	員　数	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	7名 (1)	107,200千円 (4,200)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4名 (3)	24,120千円 (8,100)
合　計 （うち社外取締役）	11名 (4)	131,320千円 (12,300)

（注）1. 上表には、2019年６月27日開催の第157回定時株主総会の終結の時をもって退任した社外取締役（監査等委員）１名を含んでおります。
2. 取締役(監査等委員を除く）の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役(監査等委員を除く）の報酬限度額は、2017年６月29日開催の第155回定時株主総会において、年額150,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。また、上記報酬枠とは別枠で、2019年６月27日開催の第157回定時株主総会において、取締役に対する業績連動型株式報酬として「株式給付信託」の導入を決議いただいております。
この「株式給付信託」は、2020年3月末日で終了する事業年度から2024年３月末日で終了する事業年度までの５事業年度（以下、当該５事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する５事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」という。）及びその後の各対象期間を対象として、当社の取締役（監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役のうち社外取締役である者を除く）分として、原則として対象期間ごとに48,600千円を上限として当該株式給付信託への拠出を決議いただいております。
4. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2017年６月29日開催の第155回定時株主総会において、年額35,000千円以内と決議いただいております。
5. 上表の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。
・未払金に計上した役員賞与額20,250千円（取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）６名20,250千円）。
・当事業年度における役員退職慰労引当金繰入額21,160千円（取締役（監査等委員を除く）７名12,400千円（うち社外取締役１名600千円）、取締役（監査等委員）４名8,760千円（うち社外取締役３名2,700千円）。
・当事業年度における役員株式給付引当金繰入額3,300千円（取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）６名3,300千円）。

ロ．当事業年度において支払った役員退職慰労金

2019年６月27日開催の第157回定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した社外取締役（監査等委員）１名に対して役員退職慰労金を1,500千円支給しております。（当該金額には、上記イ．及び過年度の事業報告において取締役（監査等委員）の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金繰入額1,425千円が含まれております。）

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

② 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
社外取締役 大島　崇文	2019年６月27日就任以降開催された取締役会9回のうち、社外取締役として9回出席し、主に長年にわたる企業経営の豊富な経験と実績を生かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、2019年６月27日就任以降開催された代表取締役と社外取締役との面談3回の全てに出席し、経営上の問題点を指摘するとともに将来的な事業戦略について積極的な指摘・助言を行っております。
社外取締役（監査等委員） 髙野　正和	当事業年度において開催された取締役会11回のうち、取締役監査等委員として11回出席し、税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、当事業年度において開催された監査等委員会13回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から必要な発言を行っております。さらに、同期間に開催された代表取締役と社外取締役との面談4回の全てに出席し、種々の問題点を指摘するとともに専門的見地から積極的な指摘・助言を行っております。
社外取締役（監査等委員） 澁谷　英司	2019年６月27日就任以降開催された取締役会9回のうち、取締役監査等委員として9回出席し、公認会計士・税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、2019年６月27日就任以降開催された監査等委員会9回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から必要な発言を行っております。さらに、同期間に開催された代表取締役と社外取締役との面談3回の全てに出席し、種々の問題点を指摘するとともに専門的見地から積極的な指摘・助言を行っております。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000千円
② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000千円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社及び当社グループ会社（以下、「美濃窯業グループ」という）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ　美濃窯業グループの取締役及び使用人は、その職務執行にあたり、当社の経営理念及び「企業倫理規程」、「行動規範」の下に、各法令、定款、取締役会規程並びに社内規程を遵守し、職務の執行を行う。

ロ　当社の経営理念、「企業倫理規程」、「行動規範」、各法令、定款、社内規程は常時閲覧できる環境を整備し、美濃窯業グループの取締役及び使用人に周知徹底し、所管部門による教育・研修を通じて、法令遵守及び経営の透明性・健全性を図る。

ハ　内部統制室による内部監査を実施して、美濃窯業グループの業務全般にわたる内部統制及び業務執行の妥当性・法令遵守性を確保する。

ニ　美濃窯業グループの取締役及び使用人が企業倫理や行動規範に違反する行為やその疑いがある行為を発見した場合に直接通報・相談することができるように「内部通報規程」を定め、内部通報窓口を監査等委員会に設置し、通報者に対し不利益な扱いが行われないようにし、問題の早期発見・未然防止を図る。

ホ　当社は、市民活動の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で対応をし、不当な要求や、組織暴力、犯罪行為に対しては警察等の外部専門機関や顧問弁護士等と緊密に連携を取り、組織的に対処するとともに、取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備・維持する。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ　当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、取締役が「稟議規程」に基づいて決定した文書（電磁的記録を含む）など、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書管理規程」に基づき、適切に保存・管理する。

ロ　これらの文書（電磁的記録を含む）については、「文書管理規程」「情報セキュリティ管理規程」等に基づき、情報の取扱い・保管・管理に関して適切な運用を図るとともに、各取締役の要求があるときには、これを閲覧に供する。

③ 美濃窯業グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理規程」に基づき、代表取締役社長がリスク管理の統括責任者として、リスクのカテゴリー毎に責任部門を定め、当社グループにおいて発生したリスクを統括的に管理する。必要に応じて顧問弁護士その他社外の専門機関によるアドバイザリーチームを組織するなど、迅速かつ的確な対応を行い、損失の拡大を防止するとともに、これを最小限に留める体制を整える。また、平時においても各部門においてその有するリスクの洗い出しを行い、そのリスクの軽減等に取り組む。

④ 美濃窯業グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ　取締役は、「取締役会規程」、「職務権限規程」、「職務分掌規程」等に基づいた役割と権限に従い、適正かつ迅速に意思決定を行い、常に効率的に職務を執行する。

ロ　職務執行の効率性を高めるために執行役員制度を導入し、代表取締役社長は取締役会の方針や決議事項を執行役員に指示、伝達し、執行役員は業務執行状況を報告する。

ハ　取締役及び執行役員で構成する経営会議を設置し、取締役会の意思決定が迅速かつ効果的に行われるよう情報を共有する。

⑤ 美濃窯業グループにおける業務の適正を確保するための体制

イ　当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、事業目的を遂行し、相互の利益を増進するため指導・助成を行う。また、グループ経営の一体性を確保するために各種規程等を当社と整合性をもったものとするよう指導する。

ロ　内部統制室は、定期的に子会社の内部監査を実施することで、美濃窯業グループ全体の業務にわたる内部統制の効率性と有効性の確保に努める。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ　監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、遅滞なく監査等委員会の下に使用人を配置することとし、その人事及び人事考課については、監査等委員会の意見を聞く。

ロ　当該使用人が他の職務との兼務である場合には、当該使用人の独立性に配慮するとともに、監査等委員が指示した職務の遂行に支障を来さないよう特段の配慮をする。

⑦ 美濃窯業グループの取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会へ報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱を受けないことを確保するための体制

イ　美濃窯業グループの取締役は、取締役会及び経営会議においてその担当する業務の執行状況やその他報告すべきと認められる事項について報告を行う。

ロ　美濃窯業グループの使用人は、業務又は業績に与える重要な事項を発見した場合は、遅滞なく監査等委員会に報告する。

ハ　前項にかかわらず、当社の監査等委員会が選定した監査等委員はいつでも必要に応じて、美濃窯業グループの取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

ニ　当社は、監査等委員会へ報告を行った美濃窯業グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

⑧ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の執行について生ずる費用については、監査等委員の請求に応じて職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、費用の前払又は精算手続きが滞りなく処理されるよう努める。

⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ　監査等委員会は、法令に定める権限を行使して会計監査人、内部統制室と連携して、取締役の職務執行の適法性、妥当性及び効率性について監査を行う。

ロ　監査等委員会は、取締役及び使用人の職務執行の監査の充実を図るため、定期的に代表取締役社長と意見交換を行い、相互認識を深めるとともに、その他の取締役及び使用人とも面談を実施する。

⑩ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

金融商品取引法の定めに基づき、美濃窯業グループの財務報告の信頼性を確保するために、企業会計審議会による「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」に従って社内の関係規程等を定め、内部統制システムの整備及び運用を適切に行うとともに、その有効性を継続的に評価し、必要な改善策を実施する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に確認し調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、確認調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの運用に努めております。なお、当連結会計年度に実施した美濃窯業グループにおける内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取組み

当社は、「コンプライアンス・ガイドライン」を基に、役職員に対してコンプライアンス意識の浸透を図るとともに、その内容に沿った適正な業務執行を行っておりますが、併せて内部通報規定を活用して、より一層、未然に法令違反の防止が図れるよう取り組んでおります。

また、内部統制室が、「内部監査規程」に従って美濃窯業グループの監査を実施し、結果を代表取締役社長及び監査等委員会へ報告しております。また、監査結果に基づく必要な提言及び対応状況のフォローアップを行っております。

② リスク管理体制の強化

「リスク管理規程」等リスクに関する規程に基づき、的確な管理運営を行っております。また、美濃窯業グループに係るリスクに対して、重要な案件については、取締役会に諮り協議し、改善が必要な課題や問題点が生じた場合には適時関連部門へ指示を行っております。

③ 企業グループにおける業務の適正の確保

金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施し、当連結会計年度において重大な違反は見当たらず、内部統制システムは適切に運用されています。システムの運用上見出された軽微な問題点等については、その内容に応じて、改善報告を行い、再発防止への取組を行い、適正性の確保に努めております。

④ 監査等委員会の監査体制

イ　監査等委員会は、実査毎に監査報告を作成し代表取締役社長に送付し見解を聴取するとともに、監査指摘事項に対する回答を担当部門より書面で受領しております。なお、監査等委員会は常勤監査等委員１名、社外監査等委員２名で構成されております。

ロ　各監査等委員は取締役会の他、経営会議などに出席し、取締役の職務の執行を監査するとともに取締役、執行役員と意見交換できる体制となっております。また、代表取締役とは四半期決算毎に社外取締役も交えて率直な意見の交換を行っています。常勤監査等委員はその他の業務執行に関する重要な会議にも出席し、必要に応じて意見交換できる体制となっております。監査等委員会は常勤監査等委員を通じこれらの会議において業務運営や課題、及び美濃窯業グループに重大な影響を及ぼす恐れのある事実について報告を受けております。

ハ　監査等委員会は、会社計算規則に基づく会計監査人からの通知事項、意見交換や監査実施状況、及び四半期決算毎の財務報告などを通じて会計監査人の職務実施状況の把握・評価を行っております。また、監査等委員会は常勤監査等委員を通じた業務執行に関する重要な会議での情報の共有、代表取締役社長との定期的な面談、関連書類の閲覧を行うことなどにより、監査の実効性向上を図っております。

ニ　監査等委員会は、監査等委員の職務を補助する使用人を置いておらず、内部統制室と協力して監査を進めております。

ホ　監査等委員の職務に要する費用は、監査等委員の請求に従い速やかに処理されております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つと位置付けた上で、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としています。今後も、中長期的な視点にたって、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより持続的な成長と企業価値の向上並びに株主価値の増大に努めてまいります。

当事業年度の期末配当金につきましては、１株につき８円とさせていただきます。すでに、2019年12月６日に実施済みの中間配当金１株当たり７円と合わせまして、年間配当金は１株当たり15円となります。

（注）記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。また、１株当たり情報、その他比率等は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

計算書類

連結貸借対照表（2020年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
項目	金額	項目	金額
流動資産	**10,421,090**	**流動負債**	**5,311,851**
現金及び預金	3,210,702	支払手形及び買掛金	1,116,462
受取手形及び売掛金	4,117,601	電子記録債務	1,476,410
有価証券	24,907	短期借入金	1,170,000
たな卸資産	2,968,543	未払法人税等	239,177
その他	103,979	未払消費税等	168,035
貸倒引当金	△4,643	賞与引当金	381,495
固定資産	**6,901,181**	役員賞与引当金	580
有形固定資産	**5,119,354**	製品保証引当金	20,840
建物及び構築物	1,893,685	その他	738,852
機械装置及び運搬具	855,693	**固定負債**	**1,894,171**
土地	2,114,533	社債	600,000
建設仮勘定	180,546	長期借入金	220,000
その他	74,894	株式給付引当金	15,972
無形固定資産	**58,051**	役員株式給付引当金	5,316
投資その他の資産	**1,723,775**	役員退職慰労引当金	253,020
投資有価証券	1,125,767	退職給付に係る負債	522,359
繰延税金資産	345,780	資産除去債務	37,334
その他	254,234	その他	240,168
貸倒引当金	△2,007	**負債合計**	**7,206,023**
		純資産の部	
		株主資本	**10,027,064**
		資本金	877,000
		資本剰余金	1,027,957
		利益剰余金	8,610,271
		自己株式	△488,164
		その他の包括利益累計額	**89,184**
		その他有価証券評価差額金	89,140
		繰延ヘッジ損益	43
		純資産合計	**10,116,248**
資産合計	**17,322,272**	**負債及び純資産合計**	**17,322,272**

連結損益計算書（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

（単位：千円）

項目	金額	
売上高		**13,214,623**
売上原価		**9,803,872**
売上総利益		**3,410,750**
販売費及び一般管理費		**2,029,247**
営業利益		**1,381,503**
営業外収益		
受取利息	3,709	
受取配当金	46,597	
補助金収入	26,818	
その他	12,870	**89,995**
営業外費用		
支払利息	8,474	
売上割引	2,774	
固定資産除却損	9,393	
その他	1,598	**22,241**
経常利益		**1,449,257**
特別利益		
固定資産売却益	8,792	
投資有価証券売却益	29,957	
受取保険金	64,261	**103,011**
特別損失		
減損損失	85,000	
投資有価証券評価損	13,319	
その他	811	**99,131**
税金等調整前当期純利益		**1,453,137**
法人税、住民税及び事業税	450,028	
法人税等調整額	△22,133	**427,894**
当期純利益		**1,025,242**
非支配株主に帰属する当期純利益		**11,913**
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,013,329**

貸借対照表（2020年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
項目	金額	項目	金額
流動資産	**8,527,290**	**流動負債**	**4,597,420**
現金及び預金	2,725,586	電子記録債務	1,236,869
受取手形	267,520	買掛金	868,431
電子記録債権	698,572	短期借入金	1,120,000
売掛金	2,249,719	未払金	88,969
製品	918,285	未払費用	164,205
仕掛品	158,501	未払法人税等	211,000
未成工事支出金	561,465	未払消費税等	141,609
原材料及び貯蔵品	877,638	前受金	189,398
前払費用	24,925	預り金	16,484
その他	49,754	賞与引当金	325,000
貸倒引当金	△4,680	製品保証引当金	17,770
固定資産	**7,267,771**	その他	217,681
有形固定資産	**4,916,764**	**固定負債**	**2,822,456**
建物	1,712,314	社債	600,000
構築物	114,478	長期借入金	220,000
焼成窯	212,785	関係会社長期借入金	1,084,000
機械及び装置	595,900	株式給付引当金	12,449
車両運搬具	5,687	役員株式給付引当金	3,483
工具、器具及び備品	72,613	退職給付引当金	485,820
土地	2,022,437	役員退職慰労引当金	182,085
建設仮勘定	180,546	資産除去債務	14,188
無形固定資産	**39,877**	その他	220,429
ソフトウエア	33,748	**負債合計**	**7,419,876**
その他	6,128	**純資産の部**	
投資その他の資産	**2,311,129**	**株主資本**	**8,282,106**
投資有価証券	899,854	**資本金**	**877,000**
関係会社株式	879,314	**資本剰余金**	**1,144,986**
出資金	65	資本準備金	774,663
長期前払費用	47,365	その他資本剰余金	370,322
繰延税金資産	284,892	**利益剰余金**	**6,731,172**
その他	201,644	利益準備金	219,250
貸倒引当金	△2,005	その他利益剰余金	6,511,922
		特別積立金	1,750,000
		退職給与積立金	120,000
		配当準備積立金	50,000
		研究開発積立金	50,000
		固定資産圧縮勘定積立金	46,121
		繰越利益剰余金	4,495,800
		自己株式	**△471,052**
		評価・換算差額等	**93,079**
		その他有価証券評価差額金	93,035
		繰延ヘッジ損益	43
		純資産合計	**8,375,185**
資産合計	**15,795,062**	**負債純資産合計**	**15,795,062**

損益計算書（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

（単位：千円）

項目	金額	
売上高		**10,675,900**
売上原価		**7,960,329**
売上総利益		**2,715,571**
販売費及び一般管理費		**1,512,681**
営業利益		**1,202,890**
営業外収益		
受取利息	6	
有価証券利息	1,682	
受取配当金	41,020	
補助金収入	26,818	
その他	8,818	**78,345**
営業外費用		
支払利息	7,910	
社債利息	3,767	
売上割引	2,774	
固定資産除却損	9,393	
その他	1,394	**25,240**
経常利益		**1,255,995**
特別利益		
固定資産売却益	8,715	
投資有価証券売却益	29,957	
受取保険金	64,261	**102,934**
特別損失		
減損損失	85,000	
投資有価証券評価損	13,319	
その他	811	**99,131**
税引前当期純利益		**1,259,799**
法人税、住民税及び事業税	386,807	
法人税等調整額	△21,766	**365,040**
当期純利益		**894,759**

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月11日

美濃窯業株式会社
　取締役会　御中

東陽監査法人
名古屋事務所

指定社員 業務執行社員　公認会計士　井上　司　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　北川之彦　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　髙津清英　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、美濃窯業株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、美濃窯業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月11日

美濃窯業株式会社
　取締役会　御中

東陽監査法人
名古屋事務所

指定社員 業務執行社員　公認会計士　井上　司　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　北川之彦　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　髙津清英　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、美濃窯業株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第158期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、２０１９年４月１日から２０２０年３月３１日までの第１５８期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について監視及び検証するとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席するとともに、定期的に代表取締役との意見交換の機会を設けたほか、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、当社常勤監査等委員が子会社の監査役を兼任していることから、子会社の取締役会に出席するほか、子会社の取締役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において、取締役等からは有効である旨の東陽監査法人からは「開示すべき重要な不備は発見されていない」旨の報告を受けております。

（2）計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人　東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以　上

２０２０年5月１２日

美濃窯業株式会社監査等委員会

常勤監査等委員長・取締役　小 塚 永 生 ㊞

監査等委員・社外取締役　髙 野 正 和 ㊞

監査等委員・社外取締役　澁 谷 英 司 ㊞

以　上

メ　モ

株主メモ

事　業　年　度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月（議決権の基準日　毎年3月31日）
剰余金の配当の基準日	期末配当　毎年3月31日 中間配当　毎年9月30日
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
同事務取扱場所	〒460-8685 名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
（電話照会先）	0120-782-031（フリーダイヤル） 取次事務は三井住友信託銀行株式会社の本店及び全国各支店で行っております。

住所変更、単元未満株式の買取等のお申出先について

株主様の口座のある証券会社にお申出ください。
なお、証券会社等に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

未払配当金の支払について

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

公告の方法　電子公告（当社ホームページに掲載）

ホームページアドレス
http://www.mino-ceramic.co.jp/

※ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行います。

ホームページのご案内

ホームページに会社情報や事業紹介、IR情報、及び最新情報を掲載しております。是非ご覧ください。

http://www.mino-ceramic.co.jp/

美濃窯業　検索



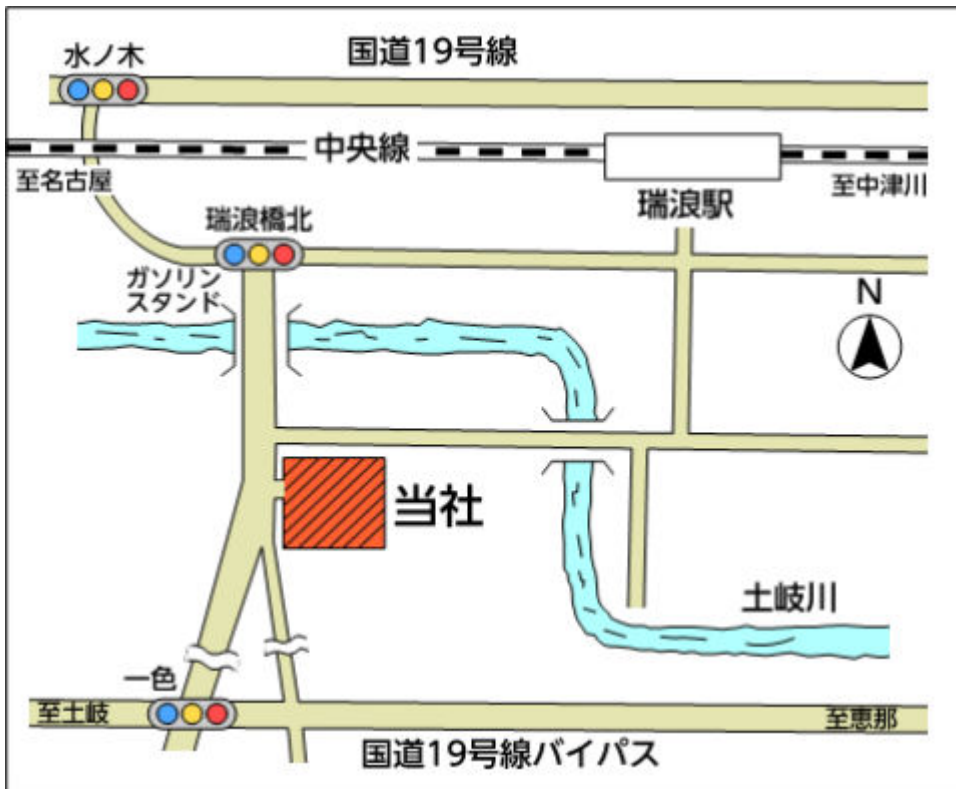
▲ トップページ



▲ 財務情報（決算短信）

株主総会会場ご案内略図

- 岐阜県瑞浪市寺河戸町719番地
- JR中央線瑞浪駅下車徒歩約7分



※会場へのご出席に際しましては、当日までの健康状態にご留意の上、マスクご持参などの感染予防にご協力をお願いいたします。

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

ミックス
FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK

地図